

「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」(第8回)

平成28年9月13日(火)
16時～
日本証券業協会 第4会議室

次 第

1. 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の見直しについて
2. その他

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の見直し提案の概要及び意見照会結果について

平成 28 年 9 月 13 日
日本証券業協会
公社債・金融商品部

本協会公社債・金融商品部では、公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループにおいて「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段」第 14 条における小口投資家の定義の見直しを検討いただくにあたり、意見照会を実施し、その結果を以下のとおり取りまとめました。

1. 提案の概要

提案事項	提案の概要
債券における「小口投資家」の定義の見直し 【公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則】	「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「公社債規則」という。）第 14 条においては、小口投資家との取引に際して、①価格情報の提示義務、②公社債店頭取引の知識の啓蒙に努めるべき旨を規定し、より一層取引の公正性に配慮することとされているが、以下のア、イ、ウはいずれも特定投資家であり、エは債券の発行者であり、オ、カは一定の運用資金を維持し債券を主たる資金運用手段とする法人であることから、公社債の価格情報について一定の収集力・判断力並びに債券市場及び債券取引について一定の知識・経験をもつ投資家と考えられる。 については、「公社債規則」において、公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客のうち、小口投資家から除かれる「適格機関投資家」及び「上場会社及びこれに準ずる法人」に次の者を加えてはどうか。 ア. 国 イ. 金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体 ウ. 外国法人で上場会社及びこれに準ずる法人 エ. 地方公共団体 オ. 官公庁共済組合 カ. 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人

2. 照会事項

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下、「公社債規則」という。）第 14 条は小口投資家へのより一層の取引の公正性に配慮するものとして、小口投資家から提供を求められた場合に協会員が、同条 1 項イにおいては速やかに自社の店頭における取引提示価格を、同ロにおいては取引所金融商品市場における直近の約定値段等を提供することとされております。また、同 2 項においては、小口投資家への公社債店頭取引の知識の啓蒙を目的としてリーフレット等を店頭に備え置くなどの対応を求めています。

一方、今回提案いただきました、ア～カの顧客属性は、提案内容に記載のとおり、公社債の価格情報について一定の収集力・判断力等をもつ投資家であると考えられますが、これに加えて、公社債規則第 14 条と同趣旨の規定を有する「外国証券の取引に関する規則」（以下「外国証券規則」という。）における小口投資家からの適用除外として、外国証券規則第 7 条第 5 項に掲げられている顧客属性の定義と同一でございます（参考 2 を御参照）ので、事務局としては、今回の提案内容は公社債規則と外国証券規則における「小口投資家」の定義を同一化（公社債規則における小口投資家の範囲が狭まる）するものであると考えております。

つきましては、見直しの検討を行うにあたり参考とさせていただきたく存じますので、各社様における顧客管理や営業活動の場面において、これら規則における小口投資家の定義が異なっていることにより、実務面にどのような影響が生じているのか等について御回答ください。

（1）公社債規則第 14 条 1 項について

公社債規則第 14 条 1 項では、協会員は、小口投資家より価格情報の提示を求められた場合には速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示する等の対応を行うこととされております。一方で、上述のとおり、公社債規則と外国証券規則とで小口投資家の定義が異なっていることにより、公社債規則第 14 条 1 項に対応いただくにあたり、顧客情報管理が煩雑になるといった点等、実務上の影響が生じているようであれば、その内容を御回答ください。

【回答内容】

・ 9 社より、実務上、特段の影響は生じていない旨乃至特段のコメントはない旨の回答があった（※）。

（※） 3 社より寄せられた、小口投資家との取引がないため特段の影響は生じていない旨の回答を含む。

・ 1 社より、以下のとおり、実務上の影響が生じている旨の回答があった。

当社では債券の取引にあたり、顧客属性と取引数量をチェックし、小口投資家との取引に該当するかどうかを確認しているが、公社債規則と外国証券規則における小口投資家の定義が異なっているため、属性による該当性の確認等の留意事項が徒に増えている。また、特に、外国証券規則において小口投資家から除外されている投資家との取引においては、小口投資家相当を超える取引数量と小口投資家相当の取引数量が混在する場合があります、その都度売買方法を変えるなど煩雑な対応が必要となっている。

（２）規則改正に伴う懸念等

提案内容に即して公社債規則の改正を行った場合は、公社債規則第 14 条 1 項及び同 2 項における小口投資家の定義が従来よりも狭まります（外国証券規則に定める小口投資家の範囲と同一となります。）が、これに伴う懸念や、提案の概要中のアからカのうち引き続き公社債規則における小口投資家の範囲に留めるべき属性等がございましたら御回答ください。

【回答内容】

- | |
|---|
| ・ 10 社より、特段の懸念はない旨の回答があった。 |
| ・ 1 社より、規則改正を行う場合は、これに伴う事務手続改訂等の時間を要することから、施行日までの十分な時間を確保してもらいたいとの回答があった。 |

以 上

取引公正性の確保義務・配慮義務及び提案の概要

参考1

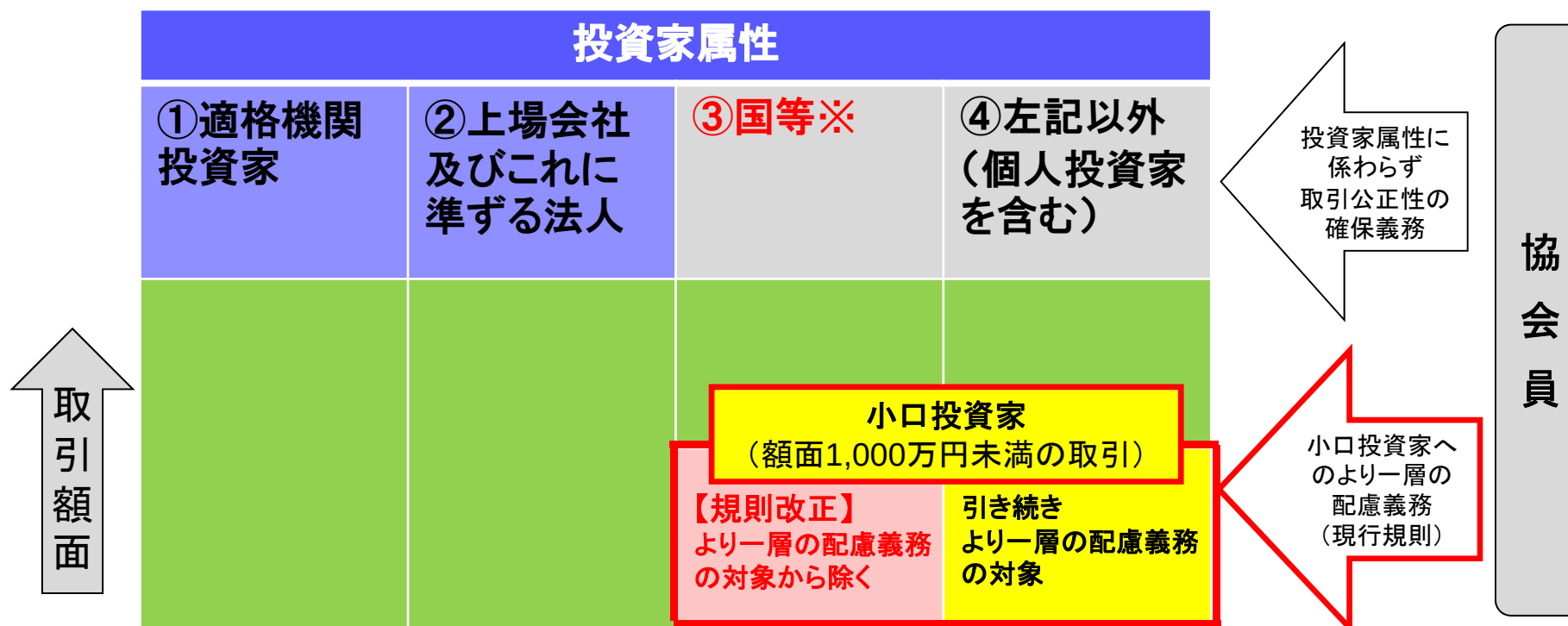


【現行規則の概要】

- 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」(公社債規則)第12条は、協会員は顧客との間で公社債の店頭売買を行うに当たっては、その取引の公正性を確保しなければならないと定めている。
- 公社債店頭売買規則第14条は、協会員は額面1,000万円未満の取引を行う顧客(小口投資家)との店頭取引に当たっては、より一層取引の公正性に配慮するものとしている。

【提案の概要】

- ・ **上記の小口投資家の範囲から「国等」を除くこととする規則改正を求めるもの**(提案実現後も小口投資家へのより一層取引の公正性に係る配慮義務は維持する)。



※「国等」とは、外国法人で上記②の性質を有するもの、国、地方公共団体、金商法第2条第1項3号の債券発行団体、官公庁共済組合、経済的又は社会的に信用のある法人(学校法人、宗教法人等)を指す。

公社債規則と外国証券規則の該当条文比較表

公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則	外国証券の取引に関する規則
	(対 象 証 券) 第 7 条 1～4 (略) 5 第 1 項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。 1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 上場会社又はこれに準ずる会社 ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの 2 次のいずれかに該当するもの イ 国、地方公共団体 ロ 金商法第 2 条第 1 項第 3 号の債券発行団体 ハ 官公庁共済組合 ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人
(小口投資家との取引の公正性の確保) 第 14 条 協会員は、<u>公社債の額面 1,000 万円未満の取引を行う顧客（金商法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家、上場会社及びこれに準ずる法人を除く。以下「小口投資家」という。）</u>との店頭取引に当たっては、前 2 条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。	(小口投資家との取引の公正性の確保) 第 12 条 協会員は、<u>外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の邦貨換算約定金額 1,000 万円未満の取引を行う顧客（適格機関投資家及び第 7 条第 5 項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。）</u>との国内店頭取引に当たっては、前条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。

公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則	外国証券の取引に関する規則
1 価格情報の提示 イ 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格（価格を表示することができない国債の入札前取引については、当該取引に係る複利利回り（変動利付国債については基準金利に対するスプレッド。))を提示するものとする。 ロ 協会員は、小口投資家より取引所金融商品市場における直近の約定値段若しくは最終気配又は本協会が発表する売買参考統計値についての提供を求められた場合には、これに応じるものとする。 2 公社債店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。	1 価格情報の提示 協会員は、小口投資家より価格情報の提供を求められた場合には、速やかに自社の店頭における取引提示価格を提示するとともに、外国の取引所金融商品市場における直近の終値又は外国の金融商品市場における直近の気配その他参考となる情報について、小口投資家から求められた場合には、これを提示しなければならない。 2 国内店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置く等の方法により、外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券の国内店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について（案）

平成 28 年 9 月 13 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（小口投資家との取引公正性の確保） 第14条 協会員は、公社債の額面1,000万円未満の取引を行う顧客（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及び次項に定める事業会社等を除く。以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、前2条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。 1 （ 現行どおり ） 2 公社債店頭取引の知識の啓発 協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓発を図るよう努めるものとする。 2 前項の「事業会社等」とは、次の各号に掲げるもの（適格機関投資家に該当するものを除く。）をいう。 1 事業会社（次のいずれかに該当するものに限る。） イ 上場会社又はこれに準ずる会社	（小口投資家との取引の公正性の確保） 第14条 協会員は、公社債の額面1,000万円未満の取引を行う顧客（金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家、<u>上場会社及びこれに準ずる法人</u>を除く。以下「小口投資家」という。）との店頭取引に当たっては、前2条に定めるもののほか、次の各号に規定するものについて十分留意し、より一層取引の公正性に配慮するものとする。 1 （ 省 略 ） 2 公社債店頭取引の知識の啓蒙 協会員は、小口投資家に対し、公社債取引の知識についてのリーフレット等を店頭に備え置くなどの方法により、公社債店頭取引の知識の啓蒙を図るよう努めるものとする。 （ 新 設 ）	第12条の見出しと表記を揃えるため修正を行う。 小口投資家の範囲を見直すため、「事業会社等」を第2項において定義する修正を行う。 本協会規則における使用用語の統一方針に則り、修正を行う。 条文構成上、第14条第1項より移行して

改 正 案	現 行	備 考
<u>ロ 外国の法人で上記イの性質を有するもの</u> <u>2 次のいずれかに該当するもの</u> <u>イ 国、地方公共団体</u> <u>ロ 金商法第2条第1項第3号の債券発行団体</u> <u>ハ 官公庁共済組合</u> <u>ニ 学校法人及び宗教法人等経済的又は社会的に信用のある法人</u> 付 則 この改正は、平成28年12月20日から施行する。		いる。

今後の検討スケジュール（案）

平成 28 年 9 月 13 日

	項 目	日 程	備 考
1	本日の議論を踏まえた意見照会（規則改正案等）	～ 9 月 20 日頃	
2	金融庁へ規則改正案等について説明	9 月下旬頃	金融庁への説明の結果については、適宜 WG へご報告いたします。
3	公社債分科会において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則の一部改正に関するパブリック・コメントの募集」について審議	10 月上旬頃	
4	自主規制会議において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則の一部改正に関するパブリック・コメントの募集」について審議	10 月 18 日	
5	パブリック・コメントの募集（30 日間）	10 月 19 日～11 月 17 日	パブリック・コメントで意見が寄せられた場合の対応については、適宜 WG へご相談させていただきます（なお、この場合は項番 6 以下の日程が後ズレする可能性があります）。
6	公社債分科会において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について審議	12 月上旬頃	
7	自主規制会議において、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について審議	12 月 20 日	
8	自主規制会議の了承後、規則の一部改正について協会員通知の発出及び HP での公表	同上	<u>特段の御異論が寄せられない場合は、12 月 20 日施行を想定。</u>